

特定非営利活動法人U-CRANE定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人U-CRANEといい、読み方はユークレインとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区栄町7番地12に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県に暮らすウクライナ避難民をはじめ外国人や外国籍児童、また教育サポートを必要とする日本人児童・生徒に対して、彼らが暮らす地域における生活を円滑にし、必要な教育を受けるための支援事業を行う。また、異文化理解、教育格差に係る問題の改善や解決を図り、支援する者とされる者の両者がグローバルな視野と良心を養い、平和で豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外国人が日本で暮らす上で必要な物資を提供する事業
- (2) 外国人と日本人がお互いの言語や文化を学び交流する事業
- (3) 国際理解・平和構築について学ぶための研修事業
- (4) 外国籍児童生徒に対して日本語など学習支援を行う事業
- (5) 日本人児童生徒に対して学習支援を行う事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第1項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原田貴之
理事	山守里奈
理事	服部湊
理事	山本葵
理事	安藤咲良
理事	上條怜央
理事	吉野帆香
理事	原田杏子
監事	伊藤牧子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(2) 正会員 (個人)	入会金	1,000円	年会費	3,000円
(学生)	入会金	0円	年会費	1,000円
(団体)	入会金	2,000円	年会費	10,000円

(2) 賛助会員 (個人)	入会金	0円	年会費	3,000円 (1口)
(団体)	入会金	0円	年会費	5,000円 (1口)

役員名簿

特定非営利活動法人 U-CRANE

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事	はらだたかゆき 原田貴之		無
理事	やまもりりな 山守里奈		無
理事	あんどうさくら 安藤咲良		無
理事	はっとりみなと 服部湊		無
理事	やまもとあおい 山本葵		無
理事	かみじょうれお 上條伶央		無
理事	よしのほのか 吉野帆香		無
理事	はらだきょうこ 原田杏子		無
監事	いとうまきこ 伊藤牧子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2022年2月にロシアがウクライナに侵攻し3年が過ぎた。この3年間で世界は破壊と分断の道へ進んでいる。また日本国内には、労働力として多くの外国人が来日している一方で、言語や文化の違いにより生活に馴染めず苦しんでいる子供たちがたくさんいる。日本人の不登校児童生徒は2024年に34.6万人に達し過去最高を更新している。そのような中、ウクライナ避難民への支援は年々減少しており、我が国における教育関連費はOECD加盟36カ国の中でワースト3位である。これらの問題を解決するため、我々は以下の活動を行う。

第一に、愛知県に暮らすウクライナ避難民への物資支援を通じ、避難民が日本での生活を円滑にすることができるようにするとともに、ウクライナ人と日本人の双方がそれぞれの言語、歴史や文化を学ぶことができる交流を促す。次に、支援を必要とする外国籍児童や教育サポートを必要とする日本人児童・生徒に対して、必要な教育を受けるための支援事業を行う。さらに、当法人の運営を中学生から大学生が中心になって行うことで、若者自らがグローバルな視野と問題意識を持って、社会問題を解決する機会を創出する。

我々はこれまで、任意団体としてウクライナ避難民支援活動を行ってきたが、NPO法人となることにより、社会に認知および信頼を得ることができ、私たちの活動を広げることができる。また、助成金や寄付金を得ることによって、財政基盤を持ち持続可能な支援活動を実現することができる。支援する者とされる者の両者がグローバルな視野と良心を養い、平和で豊かな社会の構築に寄与することを目的とし、特定非営利活動法人U-CRANEを設立する。

2 申請に至るまでの経過

令和4年

- 3月 クレイン英学校でウクライナへの基金を呼びかけ、生徒・保護者で活動開始
- 4月 フードバンク愛知の協力のもと日本ウクライナ文化協会に支援物資を提供
- 5月 株式会社ローソンと提携し日本ウクライナ文化協会に支援物資を提供
- 6月 任意団体U-CRANE設立（会員54名 令和7年3月現在）
- 8月 名古屋市憩念寺、賀城園、たまゆら琥珀と協同でウクライナ料理教室を実施
- 11月 日本財団助成金に採択され、ウクライナの子どもたちと広島で平和を学ぶ研修旅行「ピースキャンプ」を実施
- 12月 「ウクライナにカイロを」クレイン英学校でクラウドファンディング開始

令和5年

- 2月 ホッカイロ3,600個をウクライナ文化協会に寄付、ウクライナに送付
- 4月 フードバンク愛知からの継続支援決定
- 8月 高校生ボランティアとフードバンク、日本ウクライナ文化協会を訪問、支援提供
- 9月 クレイン英学校主催、支援物資募集キャンペーン実施

令和6年

- 3月 中高生ボランティアとフードバンク、日本ウクライナ文化協会を訪問、支援提供
- 7月 クレイン英学校にて英語交流会実施
- 10月 NPO法人化プロジェクト開始
- 12月 NPO法人設立クラウドファンディング実施

令和7年

- 3月 特定非営利活動法人U-CRANE設立総会実施

U-CRANEホームページ：<https://www.u-crane.org/>

令和7年3月8日

特定非営利活動法人U-CRANE
設立代表者
氏 名 原田貴之

特定非営利活動法人U-CRANE
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1)外国人が日本で暮らす上で必要な物資を提供する事業	フードバンクから食料提供を受け、在留外国人（ウクライナ避難民はじめ外国人）に届ける。	(A)10月、12月 (B)愛知県内 (C)5人	(D)ウクライナ避難民はじめ外国人 (E)70人	50
(2)外国人と日本人がお互いの言語や文化を学び交流する事業	日本の伝統文化の紹介や名所訪問などを通して、日本人と在留外国人（ウクライナ避難民はじめ外国人）と交流する。	(A)10月、2月 (B)愛知県内 (C)30人	(D)ウクライナ避難民はじめ外国人、支援をしたい日本人 (E)20名	230
(3)国際理解・平和構築について学ぶための研修事業	愛知県内のNPOやNGOを訪問し、国際協力やボランティア支援活動の現状や課題を学ぶ。	(A)9月 (B)愛知県内NPO、NGO事業所 (C)5人	(D)国際活動に関心のある人 (E)不特定多数	10
(4)外国籍児童生徒に対して日本語など学習支援を行う事業	名古屋市また周辺地域に暮らす外国籍児童や生徒に、U-CRANE会員が無償で日本語を教える。	本年度は実施予定なし	—	—
(5) 日本人児童生徒に対して学習支援を行う事業	名古屋市また周辺地域に暮らす日本人生徒にU-CRANE会員が無償で学習支援する。	本年度は実施予定なし	—	—

特定非営利活動法人U-CRANE
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1)外国人が日本で暮らす上で必要な物資を提供する事業	フードバンクから食料提供を受け、在留外国人（ウクライナ避難民はじめ外国人）に届ける。。	(A)10月、12月 (B)愛知県内 (C)5人	(D)ウクライナ避難民はじめ外国人 (E)70人	150
(2)外国人と日本人がお互いの言語や文化を学び交流する事業	日本の伝統文化の紹介や名所訪問などを通して、日本人と在留外国人（ウクライナ避難民はじめ外国人）と交流する。	(A)10月、2月 (B)愛知県内 (C)30人	(D)ウクライナ避難民はじめ外国人、支援をしたい日本人 (E)20名	300
(3)国際理解・平和構築について学ぶための研修事業	愛知県内のNPOやNGOを訪問し、国際協力やボランティア支援活動の現状や課題を学ぶ。	(A)9月 (B)愛知県内NPO、NGO事業所 (C)5人	(D)国際活動に関心のある人 (E)不特定多数	300
(4)外国籍児童生徒に対して日本語など学習支援を行う事業	名古屋市また周辺地域に暮らす外国籍児童や生徒に、U-CRANE会員が無償で日本語を教える。	(A)8月 (B)愛知県内 (C)5人	(D)名古屋市また周辺地域に暮らす外国籍児童や生徒 (E)不特定多数	10
(5)日本人児童生徒に対して学習支援を行う事業	名古屋市また周辺地域に暮らす日本人生徒にU-CRANE会員が無償で学習支援する。	(A)5月 (B)愛知県内 (C)5人	(D)名古屋市また周辺地域に暮らす児童や生徒 (E)不特定多数	10

法人名： 特定非営利活動法人 U-CRANE

活動予算書

法人成立の日

から

令和8年3月31日

まで

(単位：円)

目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	12,000		
正会員受取会費	68,000		
賛助会員受取入会金	0		
賛助会員受取会費	0	80,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
①外国人が日本で暮らす上で必要な物資を提供する事業収益	0		
②外国人と日本人が相互の言語や文化を学び交流する事業収益	0		
③国際理解・平和構築について学ぶための研修等事業収益	0		
④外国籍児童生徒に対して日本語など学習支援を行う収益	0		
⑤日本人児童生徒に対して学習支援を行う事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇用金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払寄付金	150,000		
諸謝金	20,000		
業務委託費	30,000		
印刷製本費	10,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	10,000		
賃借費	0		
消耗品費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	290,000		
事業費計		290,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	0		
賃借料	36,000		
保険料	10,000		
租税公課	0		
雑費	10,000		
その他経費計	106,000		
管理費計		106,000	
経常費用計			396,000
当期正味財産増減額			△ 316,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額	373,451	373,451	57,451

法人名： 特定非営利活動法人 U-CRANE

活動予算書

令和8年4月1日

から

令和9年3月31日

まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	24,000		
正会員受取会費	136,000		
賛助会員受取入会金	0		
賛助会員受取会費	0	160,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
①外国人が日本で暮らす上で必要な情報を提供する事業収益	0		
②外国人と日本人がお互いの言語や文化を学び交流する事業収益	0		
③国際理解・平和構築について学ぶための研修事業収益	0		
④外国児童生徒に対して日本語など学習支援を行う収益	0		
⑤日本人児童生徒に対して学習支援を行う事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			960,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇用金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払寄付金	550,000		
諸謝金	40,000		
業務委託費	60,000		
印刷製本費	10,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	60,000		
通信運搬費	10,000		
賃借費	0		
消耗品費	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	770,000		
事業費計		770,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	10,000		
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	36,000		
保険料	10,000		
租税公課	0		
雑費	20,000		
その他経費計	146,000		
管理費計		146,000	
経常費用計			916,000
当期正味財産増減額			44,000
前期繰越正味財産額			57,451
次期繰越正味財産額			101,451